

三重県環境学習情報センター指定管理者募集要項

三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三重県環境学習情報センター条例（平成11年三重県条例第36号、以下「センター条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

（1）指定管理者制度活用目的（期待する効果）

三重県（以下「県」という。）では、センターの管理について、民間事業者等のノウハウを活用することにより、より一層効果の高い環境教育・環境学習の実施や施設運営の経費削減の期待とその可能性を求めて、指定管理者制度を活用します。

（2）施設の設置目的（役割）

三重県環境基本計画の中の「V共通基盤施策」で、センターを活用して環境教育・環境学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めることとしています。

これらを受け、センターは具体的には次のような役割を担っています。

ア 展示施設の活用や、ホームページ、情報誌「環境学習みえ」による情報提供、各種イベントへの参加など、県民の環境への「興味」や「気づき」の機会を提供すること。

イ 出前講座や社会見学の受け入れ、市民向け環境講座の開催、「こどもエコクラブ」の支援を通じて、県民に芽生えた「興味」や「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会を提供すること。

ウ 上記内容を、家庭や学校、地域、企業など様々な主体へと展開する「環境学習地域リーダー」等を養成し、その活動を支援すること。

エ 様々な主体と連携して、環境保全活動を実施すること。

（3）施設運営の基本的な方向性（運営方針）

環境教育や環境学習の目的は、「県民、事業者等の多様な主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくこと」であり、持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現に必要な不可欠です。私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で解決に向けて取り組んでいくべき課題であることを認識し、この課題を自らの問題としてとらえ、自ら行動するための環境教育や環境学習を推進するため中心的な機関として、その役割を担うとともに、「環境」の価値と重要性をみだし、全ての県民が環境における「協創」に積極的に取り組んでいただけるよう、環境教育や環境学習を推進していきます。

また、E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースにした体験型・参加型の環境教育・学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるとともに、地域や社会において環境学習の指導者となる人材を育成し、自立して実践的な活動を行えるよう効果的な管理運営を図っていきます。

2 施設の概要

(1) 名称

三重県環境学習情報センター

(2) 所在地

三重県四日市市桜町 3 6 8 4 - 1 1

(3) 施設の構造・規模等

三重県保健環境研究所（鉄筋コンクリート造 3 階建）の 1 階

面積：展示ホール 4 0 2 m²、エコライブラリー 9 0 m²、研修室 1 5 4 m²、分析実習室 1 0 0 m²、
事務室 1 1 2 m²、ミーティングルーム 3 3 m²、倉庫・更衣室 2 6 m² 計 9 1 7 m²

※令和 8 年度から令和 9 年度に展示施設のリニューアルを予定しています。

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げるセンターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、センターを適正に管理するものとします。

(1) 休館日

ア 月曜日及び土曜日（ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たる場合は除く。）

イ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 利用の制限等

センター条例第 1 8 条第 1 項に基づき、次のいずれかに該当する場合は、施設の利用制限、変更、利用の取り消し等を行ってください。

ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

イ 利用者がセンター条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

エ 暴力団の利益になると認められるとき。

オ 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

カ 公益上必要があると認められるとき。

キ センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(4) 利用の許可等

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成 8 年三重県条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 3 号の「行政庁」に該当するため、センターの利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行ってください。

例えば、利用申込みや許可の手続きの方法をあらかじめ明示することや、利用許可の取消し等不利益処分を行うことなどが該当します。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 利用料金制度の採用

センターの管理にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及びセンター条例第19条の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、センターの利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

よって、センターの管理に係る収支について、一定の責任を負うことになり、センターの利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

(8) 県施策への協力

県では、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対応、カスタマーハラスメント防止対策などの施策を進めており、これらの施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めてください。

(9) 関係法令等の遵守

指定管理者が、センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）
- ウ 三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）
- エ 三重県環境学習情報センター条例（平成11年三重県条例第36号）
- オ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- カ 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）
- キ 三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）
- ク 三重県地球温暖化対策推進条例（平成25年三重県条例第77号）
- ケ 強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プラン（令和4年10月策定）
- コ 三重県環境基本計画（令和2年3月改定）
- サ 三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年3月改定）
- シ その他センターを管理運営するための労働法等業務に関連する全ての法令等

(10) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由

がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。))を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(11) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、入場者等へ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとってください。そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

センター条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するために定める「要求水準」は下記(1)から(4)のとおりとし、業務の質の向上を図るために定める「成果目標」は下記(5)のとおりとします。申請にあたっては、業務区分ごとにこれらを満たすことができる具体的な仕様を検討し、提案してください。

(1) 「気づき」の機会の提供

ア センター施設管理

(ア) センター展示施設等維持管理

センターの施設、展示ホール内の環境体験設備、環境関係図書などの展示設備、その他施設に付随する設備の管理を行ってください。維持管理要求水準については(別紙1)にて定めま

す。
施設にかかる光熱水費については、県が負担しますが、地球温暖化防止や省エネルギー、環境保全のため、使用量、排出量の削減に努めてください。また、施設警備や清掃は県の委託する業者が実施することとなりますが、業務の実施に当たっては当該業者に協力してください。なお、施設運営に伴い排出されるゴミについては、指定管理者が処理してください。

また県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定(令和5年3月改定)し、「三重県庁の取組」も定めていることから、電気使用量の削減、ゴミの排出量の削減に努めてください。

それ以外の環境影響評価、独自目標などは県が定めます。

三重県保健環境研究所が実施する環境美化行動や緊急事態対応研修等に参加するとともに、保健環境研究所が定める独自取組(昼休み時間の消灯、空調の停止、職員の飲食等にかかるゴミの持ち帰り、外からのゴミの持ち込み禁止、ゴミ分別の徹底、環境活動への積極的な参加など)に協力してください。

大規模修繕（１件５０万円を超える修繕）については、修繕計画書を策定するとともに、見積書を徴し、県と協議してください。

なお、指定管理者が環境体験設備を改修する場合は、金額に関わらず、変更内容及び施工方法について県と協議の上、決定し、施工してください。

指定管理者の管理する部分及び共用部分以外の区域へは保健環境研究所の許可なく立ち入りはできません。

その他、利用者の安全の確保、事故防止対策を講じてください。

（イ）展示コーナーの活用

環境に配慮した取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等が行う環境活動を紹介するなど、展示コーナーの活用を図ってください。また、展示パネルの記載内容を最新のものと更新してください。

【令和６年度実績】

品名	期間	内容
企画展示	２か月更新	環境に配慮した取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などが環境活動を紹介しています。
こどもエコクラブの紹介	随時	こどもエコクラブの入会案内、壁新聞の掲示を行っています。
その他	随時	団体等からの依頼により、ポスターの掲示を行っています。

（ウ）環境啓発資材等貸出管理

環境啓発パネル、環境教育教材など無料で貸し出しを行ってください。また、破損時の修繕や、必要な資材の増強を行ってください。

なお、古くなった環境啓発パネルについては適宜更新してください。

- ・環境啓発教材 ３０種類
- ・環境啓発パネル １０５種類

【令和６年度実績】

	貸出回数
環境教育教材	１回
環境啓発パネル	１回

（エ）環境情報資料の管理

① 図書情報システム運用

蔵書管理のため図書のデータの登録等を実施してください。

② 環境に関する図書・資料等の閲覧提供業務

新たな図書、雑誌の購入、閲覧しやすい環境の整備、環境情報資料（環境報告書等）の収

集・提供を実施してください。なお、蔵書数は2, 590冊です。

【令和6年度購入実績】

図書1冊（他 寄贈2冊）、新聞2紙、定期購読雑誌3種

(2) 気づきを「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供

ア 社会見学の受け入れと体験教室の開催、一般見学者の案内

展示ホールの見学と体験教室をセットにして実施するなど、訪問者の希望を聴き取るとともに、魅力的な社会見学プランの開発により、社会見学の受け入れを推進してください。（年間40校以上）

また、施設周辺に飲食や休憩できる施設がないことから、飲み物や食べ物を提供できる自動販売機の設置や講座・イベント当日にキッチンカーの配備、簡易に飲食できるコーナーの設置などの工夫をしてください。

【令和6年度実績】

学校関係（49校 5, 971名）

イ 出前講座

県内の市町、地域団体、企業、学校等からの要望により、地域に出向いて講座をしてください。内容については、依頼者の希望を聞き取るとともに、そのニーズに応じた講座を開いてください。（年80回以上）

【令和6年度実績】

園児・児童・生徒向け（77回 3, 147名受講）

一般向け（26回 1, 158名受講）

ウ 環境講座

県民に芽生えた環境活動への気づきを、知識や実践へと発展させる体験講座を実施してください。（年15回以上）また、体験による講座の実施を主としつつ、録画講座の配信等も実施してください。

(ア) こども向け講座・ミニイベント

工作や体験実習を主とした講座・ミニイベントなどを開催してください。

【令和6年度実績】

こども環境講座（7回）、ECOサマーデー（4講座、7回）

(イ) その他環境講座

自然観察、自然体験講座などを実施してください。

【令和6年度実績】

野鳥観察会（4回）、自然観察会（18回）

エ こどもエコクラブ支援事業

(ア) 会員の募集

こどもエコクラブの会員を広く募集してください。また、市町への募集の呼びかけや、広報活動を行ってください。

【令和6年度実績】

出前講座などで学校、幼稚園、保育園にて説明と募集

イベント（出展含む）において、こどもエコクラブPRと会員募集

(イ) こどもエコクラブ都道府県事務局業務

こどもエコクラブ登録事務、全国事務局、市町事務局との連絡調整を行ってください。事業概要や手続きに関する「市町担当者研修会」を開催（年度当初に1回）してください。

【令和6年度実績】

市町担当者研修会（12市町参加）

(ウ) 活動支援

県内のこどもエコクラブの活動の様子や支援についてまとめた活動報告集を年1回発行してください。また、活動支援や情報発信を行ってください。

【令和6年度実績】

会員数・団体数 11,733人、61団体

県内交流会（年1回）

壁新聞応募

活動報告集発行（年1回）

ニュースレターの発行4回

オ 環境学習地域リーダー等の養成等

環境教育・環境学習や実践的な環境活動を家庭や学校、地域、企業など様々な主体へと展開する環境学習地域リーダー等の養成を行ってください。市町、地域団体、企業等が実施する人材育成講座への講師派遣も可とします（年10講座以上）。

また、センターが過去に開催した環境学習指導養成講座等の受講者や今後養成した環境学習地域リーダー等が、実際に自立して環境保全活動を行うために、市町、地域団体、企業等から講師派遣等の相談があった場合に、環境学習地域リーダーの紹介を行ってください。

（環境学習地域リーダーとは）

- ・ 広く環境に関する知識を身につけていること。
- ・ 体験・参加型の環境学習が実践できること。
- ・ 市町や学校現場と協力して、環境保全活動をリーダーとして実践できること。

【令和6年度実績】

	講座名	講座数	回数
入門講座	環境基礎講座	5	9
	みえ星空環境案内人養成講座	4	1 4
応用講座	自然観察指導員講習会	2	3
	ファシリテーションと参加型の手法を学ぼう！～SDGs達成に向けて～	2	2
スキルアップ講座	YouTube 配信	2	2
	森林インストラクター資格試験合格支援講座	9	2 2
	身近なシダの観察	1	1
	世界を旅するウスバキトンボ～市民科学のチカラと成果～	1	1
	生物多様性シリーズ 1回休みの護身術 どんぐりとチョッキリの切っても切れない関係	1	1

(センター開催の講座修了者で組織される「環境学習サークルみえ」が、毎月定例会を開催しています。また、環境講座等で修了者が講師を担当しています。)

カ 環境情報の発信・提供

(ア) インターネットの活用

講座内容や活動内容等がわかりやすいよう工夫したホームページを作成してください。また、X (旧 Twitter)、Facebook 等の SNS による情報提供・発信をしてください。

なお、ドメイン名の確保、ホームページの運用にかかるサーバ等の調達、メールアドレスの確保などは指定管理者が行ってください。

(イ) センターの行事案内及び広報

センターパンフレット、夏休み講座、イベント等のチラシの作成配布や報道機関等への資料提供等を行ってください。

【令和6年度実績】

環境学習プログラムガイド (A3 二つ折りカラー) の配布

- ・ 4,500部印刷、配布先：504校県内各小・中学校・その他

ECOサマーデー、夏休みこども環境講座・環境パネル展のチラシ (A3・二つ折り) の配布

- ・ 4,000部印刷、1658か所へ配布

メールマガジンの発行

- ・ 月1回以上、登録者数 598人

講座案内チラシ

・各3,000～4,000部 印刷・配布

(ウ) ニュースレター「環境学習みえ」の発行

年4回(6月、9月、12月、3月)発行してください。(4ページを標準)発行部数は各回3,500部を標準とします。

なお、配布先は県内各小・中学校、公立図書館、県庁舎、市町、講座受講者、こどもエコクラブ(約1,000箇所)等です。

【令和6年度実績】

環境学習みえ発行各回3,500部(県内各小・中学校、公立図書館、県庁舎、市町、講座受講者、こどもエコクラブ計3,200部、手元での配布300部)

【参考】過去に発行された情報誌(PDF)

https://www.eco-mie.com/info_paper/

キ イベント等の開催

小中学生を対象に、環境をテーマにしたポスターコンクール等の公募企画を行ってください。

また、小学生・中学生、高校生を対象としたイベント等をそれぞれ1回以上行ってください。

【令和6年度公募企画実績】

地球温暖化防止啓発ポスターコンクール(小学校 304名、中学生 574名)

県内各地で展示 6か所

ク 様々な主体と連携した環境保全活動の実施

(ア) 各種イベントへの参加協力

各市町の環境フェア等への出展や、他機関からのイベント協力要請に対応してください。

【令和6年度主な実績】

わくわくキッズフェスタ

児童館まつり

コープみえ2024わくわくスマイルフェスタ

森のオープンデー

くるくる環境フェスタ

(イ) 他機関の実施する環境関連業務への協力

国・県や市町等の実施する環境関連業務に協力してください。

【令和6年度主な実績】

伊勢市環境フェア

みえ環境フェア

つ・環境フェスタ

(ウ) 講師派遣依頼等への対応

他の団体や機関が開催する講座等の講師派遣依頼に可能な限り対応してください。

(エ) 協働取組

地域の環境課題の解決に取り組むNPO、企業、地域の要望に応じて、人材の紹介や情報提供等に協働して取り組んでください。

ケ その他運営に関すること

環境相談

環境に関連した質問、相談、情報、問い合わせ等があれば、センターの開館時間中、随時受け付けてください。

(3) 利用の許可に関する業務

センター条例第15条第1項及び第19条第1項に基づき、利用許可及び利用料金の収受にかかる業務を行ってください。利用の許可に当たっては、ゴミの量の削減等を徹底し、環境負荷を低減させるよう利用者に周知してください。なお、対象は研修室、分析実習室及び附属設備・備品で、利用時間は午前9時から午後9時までとします。料金はセンター条例19条第2項別表第1で定められた金額の範囲内とします。

施設の使用が、暴力団を利用することとなると疑われる場合等は、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除設置要項」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除設置要項運用協定書」に基づいて対応してください。

【令和6年度実績】

貸室利用 25回 全て減免対象で無料許可

(4) 管理上必要な事項

ア 人員配置・組織等に関する事項

(ア) 人員配置等

総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障がでない職員の勤務体制としてください。また、業務が適切に行えるようチェック体制を確立させてください。

(イ) 人材育成

サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行ってください。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行ってください。

(ウ) 成果目標の設定及び事業評価の実施

県が示す成果目標以外に、指定管理者独自の成果目標を設定してください。事業計画書に基づき実施した事業については自己評価を行い、その評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善してください。

(エ) 企業（団体）の社会的責任への取組

企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。

イ 危機管理に関する事項

(ア) 災害及び事故等の不測の事態（以下「危機事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。なお、危機管理マニュアルを県に提出してください。

(イ) 消防署等関係機関からの危機管理マニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。

(ウ) 危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をしてください。

- (エ) 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。
- (オ) 緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を行うとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。

※令和8年度以降、展示施設のリニューアルを予定しています。展示施設のリニューアルに対応できるような人員配置及び人材育成をするとともに、必要に応じて危険個所の再確認等を検討してください。

ウ 通信機器に関する事項

(ア) 緊急地震速報装置

- ・通信事業者と契約し、利用料を支払ってください。

(イ) 電話回線

- ・通信事業者と契約し、基本料金等を支払ってください。

(ウ) インターネット回線

- ・プロバイダーと契約し、利用料等を支払ってください。

エ その他

- (ア) 業務を円滑に遂行するため、また、業務の進捗状況の把握のため、県と必要に応じて連絡調整を行うこととし、県らの求めに応じて、随時関係資料等を提出してください。

- (イ) センターの管理に関し、必要な関係機関への届出や手続きを遺漏なく行ってください。

- (ウ) 施設内で遺失物、取得物を発見した場合は、適切に対処してください。

(5) 指定期間を通じて達成すべき成果目標及び令和6年度実績

		実績値	目標値				
		令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ア	環境教育参加者数(人)	21,990	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
イ	児童・生徒を対象とした環境教育参加者数(人)	10,345	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
ウ	指導者養成を目的とした受講者数(人)	1,663	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
エ	環境活動等を協働した環境団体数(団体)	26	最終年度までに25団体以上とすること				
オ	講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合(%)	98.2	95%以上				

なお、目標値の計上方法については、(別紙2)で定めます。

5 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。
- (2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

6 管理に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（イベントや講座等で必要となる会場費等を含みます。以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 199,685千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

令和 8年度	39,937千円
令和 9年度	39,937千円
令和10年度	39,937千円
令和11年度	39,937千円
令和12年度	39,937千円

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、センターの利用料金収入は、指定管理者の収入とします。利用料金の設定については、センター条例に定める額の範囲内で、指定管理者が設定することとなります。

なお、利用料金の設定にあたっては、知事の事前承認が必要となります。

イ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

ウ センターの管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

エ 経理に関する方針、手続き、処理方法等業務遂行上の規則を定めた経理規定を整備してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、ます。なお、個人での応募は受け付けません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

- (3) 県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
 - ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (8) 役員等に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。

(10) 県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

(11) 複数の法人等による応募

センターのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

ア グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

ウ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

エ 次に記載する「8（5）イ提出書類」（オ）から（セ）までについては、構成団体ごとに提出すること。

8 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を県が保持することとし、副本10部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却または廃棄します。

(1) 募集要項並びに仕様書の配布等

募集要項並びに仕様書等（以下「募集要項等」といいます。）は次のとおり配布（又は閲覧）します。

ア 配布（又は閲覧）期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月5日（火）までの午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。）。

イ 配布方法

配布期間内に直接受け取ること。なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、電話またはFAX、電子メールのいずれかで下記配布先あてに令和7年7月30日（水）午後5時までに必着するようお申し込みください。

また、県のホームページからダウンロードすることもできます。

ウ 配布（又は閲覧）場所

三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課 環境評価・活動班

電話 059-224-2366 FAX 059-229-1016

電子メール earth@pref.mie.lg.jp

(2) 展示施設にかかる設計図書等の閲覧

ア 閲覧時期

令和7年7月22日（火）から令和7年8月28日（木）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

※展示施設は令和8年度から令和9年度にリニューアルを予定しています。

イ 閲覧場所

募集要項等の配布場所と同じです。

ウ 閲覧申込

訪問日時、人数等を上記イあて申し込んでください。

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、（様式Ⅰ）の参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

また、グループにより指定管理者指定申請書を提出する場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できます。

ア 開催日時

令和7年8月12日（火）午後1時30分から午後3時まで

イ 開催場所

三重県環境学習情報センター

三重県四日市市桜町3684-11

電話 059-329-2000 FAX 059-329-2909

ウ その他

参加を希望する法人等は、令和7年8月7日（木）午後5時までに募集要項等の配布場所へ申し込みを行ってください。

(4) 質問事項の受付及び回答

この募集要項等の内容等に関する質問がある場合には、（様式Ⅱ）により提出してください。

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年8月18日（月）午後5時までとします。

(イ) 受付方法

質問は原則として郵送又はFAX、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は受け付けません。

上記対応が不可の場合は、下記（ウ）の場所にて受付いたします。

(ウ)での受付期間は、令和7年8月13日(水)から令和7年8月18日(月)までの午前9時から午後5時までとします(正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。)

(ウ) 受付場所

募集要項等の配布場所と同じです。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

FAX又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、県ホームページで公表するとともに、下記により閲覧することもできます。

(イ) 閲覧期間

令和7年8月20日(水)から令和7年8月28日(木)までの午前9時から午後5時までとします。(正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。)

(ウ) 閲覧場所 募集要項等の配布場所と同じです。

(5) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年8月21日(木)から令和7年8月28日(木)までの午前9時から午後5時までとします。(正午から午後1時と土曜日、日曜日を除きます。)

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もあります。

また、下記の(ソ)～(チ)の書類については、複数の法人等による応募の際に提出してください。

(ア) 指定申請書(別紙様式1)

(イ) 事業計画書(別紙様式2)

記載要領については(別紙3)を参照してください。

(ウ) 事業計画書の要旨(別紙様式3)

県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記(イ)の事業計画書の要旨をA4用紙1～2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 収支計画書(別紙様式4)及び年度別収支計画書(別紙様式5)

(オ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書(別紙様式6)

なお、上記7(7)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(カ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(キ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)

(ク) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日前3か月以内に取得したもの)

(ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

- (コ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近 3 年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
 - (サ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう）及び履歴を記載した書類
 - (シ) 法人等の概要がわかる書類（別紙様式 7）
 - (ス) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去 6 か月以内に発行したもの）の写し
 - (セ) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県の県税事務所が過去 6 か月以内に発行したもの）の写し
- 以下複数の法人等による応募の場合
- (ソ) グループ構成員表（別紙様式 A）
 - (タ) グループ協定書の写し（別紙様式 B）
 - (チ) グループ委任状（別紙様式 C）

ウ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。但し、郵送の場合は書留郵便により提出期限の令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時必着とします。

オ 提出先

募集要項等の配布場所と同じです。

カ 提出部数

正本 1 部、副本 10 部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるよう PDF ファイル様式で提出してください。

9 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記 (1) に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8 (5) イ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を県ホームページで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記（４）の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、（別添）「三重県環境学習情報センター指定管理者審査基準」に基づき、選定委員会で審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の２段階審査により行います。

ア 第１次審査（書面審査）

上記（１）の申請資格の審査を通過し、かつ下記（６）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第２次審査の対象として４団体程度を選定します。但し、申請者が４団体以内の場合は、第１次審査は行いません。

（ア）開催日時

令和７年９月１６日（火）午前９時３０分からの予定

（イ）開催場所

津市内予定

（ウ）審査結果の通知

第１次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第２次審査（ヒアリング審査）

第１次審査を通過した申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、１団体あたり、約６０分程度を予定しており、その詳細については、別途通知いたします。

（ア）開催日時

令和７年９月１９日（金）午前９時３０分からの予定

（イ）開催場所

津市内予定

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第2次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。(令和7年10月頃予定)

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表します。
なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果(評価点数を含む。)、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9 (6) 失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、添付資料「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書(案)」をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

(1) 利用者の声の把握

センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。

なお、原則として、毎月の利用者数、利用料金の実績等については毎月、アンケート結果や苦情内容及びその対応状況等については四半期毎に、まとめた業務報告書をその翌月15日まで県に提出してください。

(2) 業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、センター条例第10条の規定による事業報告書、上記(1)にかかる月次・四半期の業務報告書等の提出を受けて、下記のセンター管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、4(5)に記す成果目標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、センターの維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又はセンター内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行うセンターの管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

13 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、(別紙4)「リスク分担表」に定めるとおりとします。

ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	県
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検		○
展示設備等の維持管理	○	
施設の修繕		○
展示設備等の修繕	○	
安全衛生管理	○	
施設の使用許可	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○（※1）	○
施設利用者の被災に対する責任	○（※2）	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

（※1） 指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となります。

（※2） 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定め

ます。

14 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、は、地方自治法第244条の2第10項及びセンター条例第11条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合においては、県は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとします。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

センターの管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が令和 8 年 3 月 31 日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

16 問合せ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課 環境評価・活動班

電話 059-224-2366

FAX 059-229-1016

電子メール earth@pref.mie.lg.jp